

# 第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～ (令和2年12月25日閣議決定) (厚生労働省関係)

## 第1部 基本的な方針

新しい目標

- ◆2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会となることを目指す。
- ◆そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。

## 第2部 政策編

### I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

### II 安全・安心な暮らしの実現

- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

### III 男女共同参画社会の推進に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

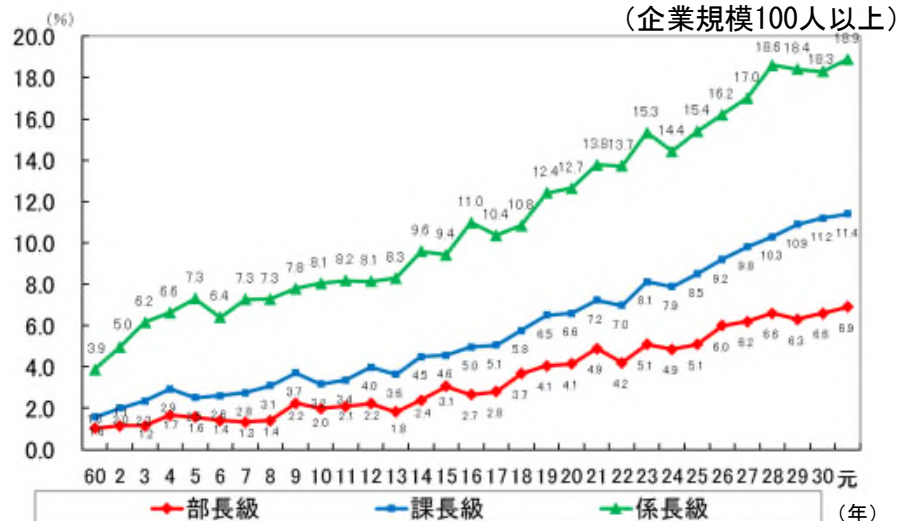
### IV 推進体制の整備・強化

# I あらゆる分野における女性の参画拡大

## 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### ○ 経済分野（企業における女性の参画拡大）

- ・民間企業の役職別管理職に占める女性割合の推移



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」より、厚生労働省雇用環境・均等局作成

注1)平成30年調査から、常用労働者の定義が変更されている。(変更前:1か月を超える期間を定めて雇われている者、変更後:1か月以上の期間を定めて雇われている者)

注2)平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。

- ・成果目標

### 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合

	現状値	目標値
係長相当職	18.9% (2019年)	30% (2025年)
課長相当職	11.4% (2019年)	18% (2025年)
部長相当職	6.9% (2019年)	12% (2025年)

## 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- ワーク・ライフ・バランス等の実現（男性の育児休業取得促進、テレワークの推進）
- 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び各種ハラスメントの防止
- ポジティブアクションの推進等による女性の参画拡大・男女間格差の是正
- 非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援
- 再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援



(参考) 民間企業における男性の育児休業取得率

## II 安全・安心な暮らしの実現

### 第5分野

#### 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤作り（婦人保護事業の見直しに基づく新たな制度の構築に向けた検討）
- 性犯罪・性暴力への対策の推進（ワンストップ支援センターと婦人相談所・婦人相談員などとの連携を強化し、機動的な被害者支援を展開）
- 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進（アウトリーチ支援や居場所の確保、相談対応、自立支援等の支援等）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進（婦人保護施設等における被害者に対する心理的ケアや自立に向けた支援等）
- セクシュアルハラスメント防止対策の推進

### 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

- 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
  - ・ 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組
  - ・ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり
- 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

### 第7分野 生涯を通じた健康支援

- 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
  - ・ 緊急避妊薬についての検討
  - ・ 不妊治療の保険適用の実現、それまでの間、現行の助成制度の大幅な拡大、仕事と両立できる職場環境の整備
- 医療分野における女性の参画拡大

## III 男女共同参画社会の推進に向けた基盤の整備

### 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- 働く意欲を阻害しない制度等の検討
  - ・ 被用者保険の適用拡大等
- 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
  - ・ 保育の受け皿整備
  - ・ 放課後児童クラブの受け入れ児童数の拡大等